

令和6年3月18日

「観音寺市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)」についての
パブリック・コメント手続実施結果

令和6年1月5日から令和6年2月5日までの32日間「観音寺市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)」について実施したパブリック・コメント手続では、1人から13件の意見をいただきました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらの意見について、内容を要約して整理し、それらに対する市の考え方とあわせて以下に示します。

今後とも市政につきまして、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

- 意見を募集した施策等：「観音寺市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)」
- 提出意見 <意見の提出者数> 1名 <意見の数> 13件
 <意見の提出方法> 持参 1名

※ 提出いただいたご意見は、趣旨を変えない範囲内で、簡略化または文言等の調整をしています。また、内容が類似しているご意見につきましては、まとめて1件分として市の考え方を示しています。

【連絡先】

住 所：〒768-8601
 観音寺市坂本町一丁目1番1号
担 当：健康福祉部高齢介護課介護保険係
電 話：0875-23-3968
F A X：0875-23-3993
E-mail：koureikaigo@city.kanonji.lg.jp

No.	該当箇所	ご意見（要約）	意見に対する市の考え方
1	全体として	計画(案)中の図表（凡例を含む）に不鮮明・判読不能（文字が小さい）ものが散見される。書類作成に当たり、高齢化社会に適応した情報発信としての配慮を求める。	文字サイズを調整するなど、視認性の改善を図ります。
2	②策定委員会での審議【P 7】	2024年1月現在、計4回の審議・検討はすでに終了しているのか。正確な表現を求める。	パブリック・コメント時点で、終了していない事案については、「△△△。（予定）」等、時点を意識した表記に努めます。
3		「委員意見募集」について、簡明な表記を求める。	記述内容を改めます。
4	(3)要介護（要支援）認定者数の推移【P13】	第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者の割合（認定率）について、「本市は全国や香川県の平均より低い水準で推移」とあるが、明らかに右肩上がりの増加であるため、記述の修正を求める。	記述内容を改めます。
5		第1号被保険者に占める要介護（要支援）の認定率について、観音寺市が全国や香川県より低い水準であることの解説を求める。	西讃地域の人口10万人当たりの病床数は、全国平均・香川県平均を上回っており、医療病床の多さが、認定率の低さにつながっていると考えられます。また、本市では、介護予防施策の充実や要介護（要支援）認定の適正化等を推進しており、これらの取組の効果が現れたことも一因と考えます。
6	①介護保険サービスの受給者の状況【P19】	介護保険サービスの受給者数のみを提示し、受給比率を明示しない理由の説明を求める。	受給比率を明示しない意図はありません。
7		介護保険サービスの受給比率が減少している理由の詳細な解説・付記を求める。	受給比率が減少している明確な理由は確認できておらず、記述の追加は差し控えます。考えられる要因としては、要支援1・2の軽度の認定者が増加しているため、ご家族等の支援により、サービスを利用せず生活できていることが考えられます。また、令和2年度以降の受給比率の減少は、新型コロナウイルスの影響による利用控えや事業所の休止も

			一因と考えます。
8	②介護保険事業における給付費の状況【P20】	「在宅サービス」・「居住系サービス」・「施設サービス」の解説・付記を求める。	注釈を追加します。
9	(1)アンケート調査の概要【P21】	「在宅生活改善調査」だけ調査時期が異なる理由の解説・付記を求める。	3種類のアンケートとも計画作成にあたり国から提供された支援ツールですが、「在宅生活改善調査」については、その内容から地域の在宅医療・介護連携を考える上で、有効な調査と考え、課題を早期に把握するため、他の調査より1年早くに実施しました。また、その経過をみるために、1年後にも実施しました。 なお、該当箇所は調査の概要を記載しており、時期が異なる理由の記載は不要と考え、記述の追加は行いません。
10	(2)要介護（要支援）認定者の状況と見込み【P52】	要介護（要支援）認定者数について、令和5年の第1号被保険者数がP12の介護度別要介護（要支援）認定者数（第1号被保険者）の推移で示されている数字と異なる理由の付記を求める。	P12は令和5年7月末時点の数値を、P52は令和5年8月末時点での数値を記載していたため、異なっていました。いずれも令和5年9月末時点の数値に記載を変更します。
11	◆権利擁護センターの紹介【P71】	すべての電話番号表記に、市外局番の表記を求める。	市外局番を記載した電話番号表記に修正します。
12	[2]夜間対応型訪問介護【P97】	夜間対応型訪問介護について、第8期計画中の利用がない理由の評価・解説を求める。また、その評価に基づく本計画での立案を求める。	市内に夜間対応型訪問介護の事業所はなく、参入予定の事業所もないため、第9期計画期間においてもサービスの利用は見込んでおりませんが、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
13	その他	パブリック・コメント実施時期の集中緩和・分散実施について検討を求める。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。